

令和8年8月24日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月1日付け茨労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本年の審議においては、持続的な賃上げを実現し、地域経済の好循環につなげていくためには、労働者の生活の安定・向上を図るとともに、賃金引上げの原資を確保できる経営環境を整備することが重要であるとの認識が共有された。とりわけ、円安や中東情勢等を背景とした原材料費・エネルギー価格の上昇、人手不足を背景とした人件費の上昇など、各種コストの上昇に直面する中小企業・小規模事業者に対する支援の必要性が改めて強く認識された。

このため、国及び県に対し、中小企業・小規模事業者への支援策及び税・社会保険制度等について、下記の支援及び制度改革を要望する。

記

1 中小企業・小規模事業者支援の充実

地域の経済と文化を支えてきた中小企業・小規模事業者に対する国及び県の各種支援策を一層利用しやすく、実効性のある制度へと改善することを要望する。深刻な人手不足下で人件費や原材料価格の上昇に直面する中小企業・小規模事業者が安定的な事業経営を継続できるよう、一層の支援を求める。

(1) 「業務改善助成金」、「いばらき賃上げ支援金」及び「いばらき業務改善奨励金」について

ア. 「業務改善助成金」及び「いばらき業務改善奨励金」の支給要件の緩和及び申請から給付までのスケジュール、手続きの見直し等により、制度を

一層利用しやすくすること。

イ. 「いばらき賃上げ支援金」については、中央最低賃金審議会の目安額への上乗せ分に対する支援だけでなく、目安額の範囲内の賃上げについても年間賃上げ相当額の3分の1を支援する制度が新設されるなど、支援が大幅に拡充され、十分な予算措置が講じられている。同制度の対象となる県内の中小企業・小規模事業者が広く利用できるよう、政労使で協力し周知を徹底する体制を整備するとともに、申請手続に対する支援を一層充実すること。また、次年度以降も同様の支援を継続すること。

ウ. これらの補助金等の中小企業・小規模事業者支援策について、施策ごとに、予算額及び執行状況（申請件数、交付・支給決定件数、交付・支給決定事業者数、執行額及び執行率）等を公表すること。

(2) 「ものづくり補助金」「中小企業省力化投資補助金」について

ア. 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上高い水準とすること及び1人当たり給与支給総額の増加等の要件を緩和し、中小企業・小規模事業者に配慮すること。本年度は茨城県最低賃金について62円の引上げを答申するため、現行の最低賃金額の事業者には92円以上の引上げが必要となり、支援が行き届きにくくなることが懸念される。

イ. 深刻な人手不足により、採用に努めても退職者を補充できない中小企業・小規模事業者が多いことから、人員減少等のやむを得ない事情による目標未達について配慮すること。

ウ. 「中小企業省力化投資補助金」については、複数の都道府県に補助事業の実施場所を有する事業者について、事業場内最低賃金が最も低い事業場を用いて賃金引上げに係る要件を判定する現行の取扱いを見直し、県内の補助事業実施事業場のうち一つ以上における賃金引上げをもって、当該要件を満たすものとする。

(3) 労務費・原材料費・物流費等の適切な価格転嫁について、中小企業・小規模事業者においても円滑に進むよう一層支援すること

(4) 国及び県が行う官公需の発注においては、人件費について、最低賃金額のみを基準とするのではなく、業界別・職種別の平均賃金又はそれを上回る水準を踏まえて発注額を設定すること。なお、業界別平均賃金が全産業平均賃金を下回る場合には、人材の確保に必要な賃金水準を考慮して発注額を設定すること。

(5) 非正規雇用労働者の処遇改善等を支援する「キャリアアップ助成金」をはじめ、「働き方改革推進支援助成金」、「人材確保等支援助成金」等の雇用関係助成金についても、賃上げに取り組む事業者に対する加算措置等により、一層支援を充実すること。

- (6) 休廃業・解散企業等の動向及びその要因（原材料費、労務費、金利の上昇、経営者の平均年齢、人手不足、人口減少等に伴う市場環境の変化）について、中長期的にデータを丁寧に収集・分析し、最低賃金の引上げを含む経営環境の変化が中小企業・小規模事業者にとぼす影響を継続的に検証するとともに、その結果を今後の審議会資料として提供すること。
- (7) 政府は、中小企業・小規模事業者に対する支援策について、その基本的な方針及び具体的内容を、地域別最低賃金額改定の目安に関する調査審議の開始前に提示すること。

2. 税・社会保険制度等の整備

近年、物価上昇に伴い名目賃金が上昇する一方で、税・社会保険料負担の増加等により、賃金の上昇が必ずしも十分な手取りの増加につながらない場合がある。また、物価や名目賃金の上昇に対して課税最低限等の見直しが十分に行われなければ、実質的な税負担が増加する、いわゆる「ブラケット・クリープ」の問題も生じる。

さらに、いわゆる「年収の壁」等を意識した就業調整により、多くの中小企業・小規模事業者が賃金の引上げに尽力しているにもかかわらず、従業員が労働時間を抑制し、人手不足に拍車がかかるなど、企業経営にも影響を及ぼしている。

賃金の引上げが、本来の目的である働く人の生活の安定・向上につながり、就業調整を引き起こすことのないよう、働き方に中立な税・社会保険制度を体系的に整備するとともに、就業調整につながる賃金慣行の見直しを促進するよう、国に強く要望する。

- (1) 物価上昇等に伴う必要生計費の増加を適切に反映し、基礎控除や給与所得控除等を継続的に見直すとともに、課税最低限を適切な水準に引き上げること。
- (2) 被扶養配偶者に係る社会保険制度上のいわゆる「130万円の壁」等について、就業調整を引き起こすことのないよう抜本的に見直すとともに、配偶者手当等の就業調整につながる賃金慣行の見直しを促進すること。

3. 周知・啓発・情報提供等

茨城労働局に対しては、下記の3点を要望する。

- (1) 国及び県に対する上記要望を伝達するとともに、県内自治体と連携し、各種支援策を必要とする中小企業・小規模事業者に広く周知し、制度の一層の利活用を促進するとともに、各種支援策の利用状況の推移を把握すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者に対する各種支援策について、施策ごとの予算額

- 及び執行状況（申請件数、交付・支給決定件数、交付・支給決定事業者数、執行額及び執行率等）の推移を、今後の審議会資料として提供すること。
- （３）労務費等の上昇を反映した適切な価格転嫁の必要性についても、県民の理解が得られるよう、国の施策・取組について周知・啓発を行うこと。
- （４）次年度の最低賃金に係る調査審議の開始までに、県内の経済・雇用情勢を取りまとめ、審議会委員に報告すること。

参考事項

平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会「平成 20 年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 1 日発効の茨城県最低賃金（時間額 1,005 円）は、令和 6 年度における茨城県の生活保護水準を下回っていないことを確認した。（別紙 2）

茨城県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,136 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

茨城県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金額

- (1) 件 名 茨城県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,005 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の茨城県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,043 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づいた上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると茨城県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$1,005 \text{ 円（茨城県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 143,927 \text{ 円}$$

※0.824 は令和 6 年度地域別最低賃金額の最低額 951 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 6 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。